

## 『中小工業者投資促進助成金』の申請について

### 下 諏 訪 町

新たな工業振興策として、事業の高度化を積極的に図る中小工業者への支援策として創設いたしました。

- 【対 象 者】 中小工業者（日本標準産業分類に定める製造業に属する事業を主たる事業として営む者で、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人）  
町内に事業所を有する者で、町内において当該事業を1年以上継続して営んでいる者  
町税等の滞納のない者
- 【対象設備】 平成20年4月1日～23年1月1日までに取得した設備  
固定資産税の課税対象となる機械及び装置  
一設備の投下固定資産額が500万円以上のもの
- 【助 成 額】 対象投下固定資産額の100分の2以内で、100万円を上限とし、1,000円未満の端数は切り捨てます  
同一中小企業者について1回限りです  
(但し、工業振興条例による助成との重複補助はできません)
- 【申請方法】 前年に取得した設備を翌年2月末までに申請してください  
(申請書は下諏訪町産業振興課にあります)
- 【添付書類】 償却資産申告書及び種類別明細書の写し  
町税の納税証明書  
領収書の写し
- 【問合せ先】 下諏訪町産業振興課商工観光係  
27-1111 内線273

下諏訪町	
	100分の2
商工会議所	
	100分の2
<hr/>	
合計	100分の4

### 下 諏 訪 商 工 会 議 所

上記『中小工業者投資促進助成金』の申請者を対象に、助成を行います。

- 【対 象】 下諏訪商工会議所会員の中小工業者
- 【助 成 額】 対象投下固定資産額の100分の2以内で、100万円を上限とし、1,000円未満の端数は切り捨てます
- 【申請方法】 下諏訪町の交付決定通知日より1ヶ月以内に申請してください  
(申請書は下諏訪商工会議所にあります)
- 【添付書類】 下諏訪町への交付申請書(写)  
下諏訪町の交付決定通知書(写)...申請後、下諏訪町より通知されます

#### 商工会議所への申請の手順

1. 下諏訪町へ 申請書と添付書類を提出(2月中) 申請書のコピーを取っておいてください
2. 下諏訪町から 交付決定通知書が送られてきます。
3. の通知日から1ヶ月以内に商工会議所へ申請書と添付書類( と の写し)を提出してください。